

## 簡易株式交換公告

平成 25 年 2 月 13 日

株主各位

東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号  
東洋製罐株式会社  
代表取締役社長 金子 俊治

当社は、平成 24 年 12 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 12 日を効力発生日として、本州製罐株式会社（住所：茨城県結城市若宮 7 番地）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認決議を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、当社に対して、書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上